

いる。第一段階では、以下の事項を把握する。

- ・原子力施設周辺の空間放射線量率及び周辺に放出された大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素）の濃度
- ・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素、ウラン又はプルトニウム）の濃度
- ・広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度

## ② 第二段階

第二段階のモニタリングは、上記①の第一段階のモニタリングより広い地域において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。第二段階では、上記①の第一段階における把握事項に加えて、以下の事項を把握する。

- ・上記①以外の対象核種についての大気中の放射性物質の濃度
- ・上記①以外の対象核種についての環境試料中の放射性物質の濃度
- ・住民等が実際に被ばくしたと考えられる線量の評価

## (7) 緊急被ばく医療体制の整備

原子力災害が発生した場合には、通常の災害医療に加えて被ばく医療の概念が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、除染の可能性等を考慮し、被災者や障害者に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を整然と行うことが必要である。そのためには、平時から準備されている災害医療組織を最大限に活用すること、指揮系統を平時より確認しておくことが重要である。さらに、被ばく医療の特殊性の一つとして、放射線の長期影響や晩発障害を予測し、その防護措置を講じることも重要である。上記を踏まえ、原子力災害が発生した場合の医療的措置として以下の要点を留意しなければならない。

- ・一般災害時の救急業務の在り方を軸として指揮系統を整備しておくこと。
- ・初動医療も含めたメディカルコントロールを徹底すること。
- ・緊急被ばく医療を主導する責務を平時より認識すること。
- ・被ばく医療の専門的意見を積極的に取り入れる許容性を持つこと。
- ・通信手段、受入れ医療機関、搬送手段等の災害時の救急業務に関係する重点事項については、被ばく医療としての特殊性を考慮するとともに、個々の地域としての特殊性をも鑑みて決定すること。
- ・受入れ医療機関の選択とその役割については、その構造的基盤や人材の基盤の他に放射性物質の拡散予測等に基づいて位置を考慮する

こと。

・受入れ医療機関では、スクリーニング（被ばく者の汚染検査）、線量管理（被ばく者の放射線量測定）、除染（被ばく者の管理）等の被ばく医療に直結する作業に精通している者を養成すること。なお、この医療機関においては上記のような医療スタッフだけでなく、機関の施設管理者の理解が必須であり、そのための教育・研修を継続的に行うこと。

・住民に最も近い救急組織との連携体制を平時から確認すること。特に、これらの組織では放射線に関する基礎知識や被ばくの影響に関する最新の情報を等しく共有できるように努めること。また、防護服等の被ばく医療に必要な基本的な物資の整備・点検を怠らないこと。

#### （8）平時からの住民等への情報提供

原子力災害の特殊性に鑑み、住民等が国の原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の指示に従って混乱なく行動をできるように、平時から原子力災害対策重点区域内の住民等に対して必要な情報提供を行っておく必要がある。情報の内容としては、次のものが挙げられる。

##### ① 放射性物質及び放射線の特性

それぞれの原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識

##### ② 原子力事業所の概要

原子力施設の事故防止の仕組みの概要、平常時及び緊急時の環境放射線モニタリングの仕組み（平常時のモニタリング結果を含む。）の概要

##### ③ 原子力災害とその特殊性

放射性物質又は放射線による被ばくの形態、放射線の影響及び被ばくを避ける方法

##### ④ 原子力災害発生時における防災対策の内容

緊急時の通報連絡体制、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順

ただし、住民等との情報共有等の在り方の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

#### (9) オフサイトセンター等の整備

オフサイトセンターは、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。実用発電用原子炉に係る原子炉施設のオフサイトセンターについては、PAZ及びUPZの目安を踏まえた範囲に立地すること、必要な放射線防護対策が講じられていること、地方公共団体等と緊密に連携できること、深刻な事態が生じた場合にも機能が維持できるよう代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること等が必要である。また、オフサイトセンターにおいては、平時から、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンス等を行うとともに、原子力防災専門官を含む防災関係者の定期的な連絡会や防災訓練により緊密な連絡調整を図っておく必要がある。

オフサイトセンターの設置に当たって、国が指定する際には、地方公共団体等の意見を聴いて地域の実情を踏まえた対応を行うことが必要である。

オフサイトセンターに加えて、原子力事業者は、原子力施設周辺において事故対応に必要な資機材、人員等の中継が可能となる現場活動拠点を適切な場所からあらかじめ設定し、必要に応じて臨時に設置できるようにしなければならない。

なお、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外のオフサイトセンターについては、当面は現在のオフサイトセンターを活用するものとするが、今後、その詳細については原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

#### (10) 諸設備の整備

原子力災害対策を適切に行うためには、所要の物的資源を整備しなくてはならない。放射線の影響は必ずしも即時に現れないため、放射線の量を様々な局面で計測する設備や機器、広範囲に及ぶ放射線の影響を各種データから解析し避難等の判断に資するシステム、状況や措置に関する情報を地域住民、関係機関、原子力事業者の間で迅速かつ正確に共有するためのインフラ等を整備しなければならない。これらの設備や機器等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない。また、放射線の影響下での作業であるための防護資機材の整備が必要である。加えて、緊急被ばく医療設備、資機材等については、住民の生命及び身体の安全を確保するために、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があることを踏まえた上での整備を行わなければならない。

ただし、これらの設備から得られる予測情報の活用方策の明確化及び緊急被ばく医療に関する資機材の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

### (1 1) 防災関係資料の整備

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するため、関係機関はそれぞれの業務に関する防災計画等を有していなければならない。また、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関においては、あらかじめ定められたそれぞれの場所に原子力災害対策のために必要とされる資料として組織体制に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料を常備しておく必要がある。オフサイトセンターには関係機関と共有すべき資料を常備しておく必要がある。いずれの資料も、常に最新のものに更新しておくことが不可欠であり、そのための仕組みを構築しておく必要がある。

### (1 2) 防災業務関係者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、その防災業務に関わる者（以下「防災業務関係者」という。）が、自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を行うことが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」の維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

#### ① 教育

防災業務関係者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順等を理解させ、特に、原子力発電所施設等においては現場の職員すべてに、緊急事態の通報及びそれに伴う措置に関する対応手順を教えることが必要である。また、これらの教育については、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所等の関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することが有効である。

#### ② 訓練

訓練を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、PAZ及びUPZ内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するため総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実施後には、その結果を評価して必要な

改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の防災対策との連携を図ることにも留意すべきである。

### 第3 緊急事態応急対策

#### (1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。その際、以下のとおり観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。

#### (2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下のような手順で、原子力事業者、国、地方公共団体等が異常事態の状況を把握し、必要に応じた緊急事態応急対策を講じなければならない。

手順1 原子力事業者が原子力施設の状況に関する情報収集並びに敷地境界線等及び施設近傍における環境放射線モニタリングを実施

手順2 原子力事業者が、異常事態について、国、地方公共団体等へ報告

手順3 原子力事業者からの報告に基づき、国、地方公共団体等が、環境放射線モニタリングを実施

手順4 国、地方公共団体等が、住民等へ情報を提供するとともに、原子力施設の状況及び環境放射線モニタリング結果に基づき以下の

緊急事態応急対策を実施

- ・ 屋内退避
- ・ 避難
- ・ 安定ヨウ素剤の服用
- ・ 飲食物の出荷・摂取制限

なお、手順1においては、原子力事業者は、放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた情報は速やかに通報すべきである。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

#### (3) 緊急時モニタリングの実施

原災法に基づき、原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項の規定に基づき原子力事業者に対して通報を義務づけられる事象を

いう。以下同じ。)の通報があった段階で、国及び地方公共団体等は、緊急時モニタリングを開始する。その際、原子力規制委員会は、自らモニタリングを実施するとともに各分野のモニタリングの詳細については、従来の「環境放射線モニタリング指針」(平成20年に原子力安全委員会策定)等を参考にしつつ、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載することとする。

なお、緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、従来の「環境放射線モニタリング指針」(平成20年に原子力安全委員会策定)等を参考にしつつ、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載することとする。

#### (4) 緊急時における住民等への情報提供

緊急時には、国、地方公共団体等は、住民等に正確な情報提供を迅速に、かつ、分かりやすい内容で行わなければならない。また、住民等に対する情報は、下記の項目について定期的に繰り返し伝達すべきである。

- ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻
- ・空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- ・各区域あるいは集落別の住民の採るべき行動についての指示

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬のないようにするとともに、担当者は広報技術を習得した者が対応すべきである。

#### (5) 防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下の防護措置を実施しなければならない。

##### ① 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができ対策であり、放射性物質の吸引防止や中性子線及びガンマ線の遮へいすることにより被ばくの低減を図るものである。

屋内退避においては、建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、この点、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いものがコンクリート建家である。ただし、屋内退避が長期にわたる場合又は見込まれる場合には、屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また一方で日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する必要がある。

なお、具体的な地域防災計画の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討しておく必要がある。

## ② 避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき措置である。放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。

緊急時には、緊急事態が発生した時点で、原子力施設からの放射性物質の放出による被ばくを回避するため、まずP A Zにおいて即時避難を実施する。それに続き、確率的影響を低減するため、U P Zにおいて原子力施設の状態及び緊急時モニタリング結果により把握できた周辺の状況に基づいた避難を実施する。

実際の避難に当たっては、原子力規制委員会が把握した環境放射線モニタリング結果等を踏まえて、原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難の判断を行った上で、避難指示を地方公共団体を通じて混乱がないよう住民等に適切かつ明確に伝える必要がある。

その際、住民等に避難による肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等のもとより、自力避難が困難な災害時要援護者に対する配慮が必要である。また、避難場所の再移転が避けられない場合は、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、ブルームから避難する際は、風下軸から一定の範囲にいる住民に対して、必要な措置を講じるべきである。加えて、無用の被ばくを回避するため、必要に応じて立入制限区域を設定することも重要である。

なお、避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が、一時避難ができる施設については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

## ③ 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、取りこまれてから数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで防ぐことが可能である。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきである。

安定ヨウ素剤の服用の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとするべきである。

- ・ P A Zにおいては、原則として即時避難と同時に投与の指示を行い、住民等が避難所等において、医療関係者の指示の下、安定ヨウ素剤を服用できるようにしなければならない。
- ・ U P Zにおいては、避難や屋内待避等の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにしなければならないが、具体的な手順については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。



なお、PAZ及びUPZいずれにおいても、放射性ヨウ素の集積が比較的早い子供については優先的な服用が必要となる点に留意しなければならぬ。また、安定ヨウ素剤の投与指示は、原子力施設やモニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が一義的な判断を行った上で、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体により所定の医療関係者に速やかに伝達されることが必要である。

#### ④ 緊急被ばく医療

緊急事態には、あらかじめ整備した医療体制に基づいてメデイカルコントロールを行う。すなわち、モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会が放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、医療機関や救急組織へ伝達する。情報を得た医療機関や救急組織は、搬送する患者の被ばく線量の推定又は測定とその搬送先について、適切かつ迅速に対応する。

ただし、被ばく者の汚染検査、通信手段、受入れ医療機関、搬送手段等はメデイカルコントロールの詳細と合わせて、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

#### ⑤ スクリーニング（被ばく者の汚染検査）

スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療を円滑に行うためには不可欠であり、メデイカルコントロールや被ばく治療の実施のためであることとはもとより、急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断基準、汚染の拡大防止等のためにも実施しなければならぬ。

汚染程度を把握するために実施するスクリーニングの方法とその検出量は目的に応じて異なるが、以下のスクリーニングにおける課題については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

- ・スクリーニングの方法、体制、実施場所、環境、機器、設備の整備
- ・スクリーニングレベルの実用的な値の設定と適用
- ・スクリーニングの標準化と測定者の養成
- ・スクリーニングからの被ばく線量評価

#### ⑥ 飲食物摂取による被ばくの防護

緊急時には、飲食物のモニタリングを行い、経口摂取等による内部被ばくの低減を図らなければならない。その際、モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、原子力災害対策本部を通じて、飲食物のモニタリング結果等の情報を地方公共団体に知らせ住民等へ周知するようにする。

#### ⑦ 防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポ

ケット線量計、アラームメータ等)、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予服用させること、後日においてホールボディカウンタによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

#### ⑧ 各種防護措置の解除

各種の防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状態を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切である。

ただし、各種の防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する自治体との協議を行い、慎重な判断を行うことが必要である。また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならない。

#### (6) 核燃料物質等の輸送時の防災対策

原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講じる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮へい対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行う。

#### 第4 原子力災害中長期対策

##### (1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方

原子力災害が発生した場合においては、事態の一定の収束がなされた後においても、すでに環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要となる。このため、以下の中長期的対策を、関係者間で十分に対話をしながら進めることが重要である。

##### (2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングの実施

発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握しなければならない。

- ・ 避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・ 被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・ 現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

なお、中長期におわたって行う環境放射線モニタリングを有効なものとする観点から、関係機関の能力を効率的かつ機能的に活用するため、データの収集、保存及び活用について一元的なシステムを確立しなければならない。

##### (3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定

中長期的な汚染状況において、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングに加え、実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない。

個人の被ばく線量は、各個人の行動に依存するため、行動調査結果を環境放射線モニタリングの結果と照合して被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値が必要である。これらの値を適切に組み合わせることにより、個人の被ばく線量についてより精度の高い推定を行うことが可能である。

##### (4) 発災後の復旧に向けた健康評価

原子力災害においては、放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等が強いられ、平常な生活と異なる環境下における心身への影響を受ける。このため、国、地方公共団体等は、放射線との関連が明らかでない疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施しなければならない。これらの健康評価を通じて、健康への負荷を低減する

と同時に、将来の潜在的な健康影響に関する住民等の不安を軽減していくことが必要である。

#### (5) 除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が日常生活に復帰できるよう、除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

また、住民等が除染措置等に参加する場合には、国、地方公共団体等が必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等の提供を通じて支援すべきである。

なお、除染措置に従事する労働者の職業被ばく限度については、関係法令等に基づき適切な被ばく線量管理を実施する必要がある。

#### (6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。

一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。

さらに、現存被ばく状況にあつては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための努力が求められる。

これら3つの被ばく状況の取扱いとその考え方については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

## 第5 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故について

### (1) 中長期対策について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、警戒区域及び計画的避難区域が設定され、多くの住民が避難生活をおくることとなった。平成24年10月現在までに、一部の地域について警戒区域が解除されるとともに、従来の避難指示区域が見直され、「避難指示解除区域」、「居住制限区域」、「帰宅困難区域」の3つの区域が設定されたが、このうちの「帰宅困難区域」については、特に空間放射線量率が高く、一時立ち入りをする場合には個人線量管理やスクリーニングが求められている。また、それ以外の区域についても、一時立ち入りをする場合のスクリーニング等が原則義務づけられていないもの、宿泊はできない等の制約もあり、空間放射線量率を下げたため除染措置を継続していく必要がある。また、複合災害に伴う長期間の避難、屋内退避、集団生活、ストレス等が、現在の健康状態に影響を与え、更に将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。

したがって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の中長期対策については、このような被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていく必要がある。

### (2) 原子力災害対策重点区域について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、平成24年10月現在、炉規法第64条の2第1項の規定による特定原子力施設の指定の検討も別途進めており、他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。このため、原子力規制委員会としては、東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域については、今後、同発電所のリスク評価等を踏まえながら更なる検討を進めることとする。

## 第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

- ① 原子力災害事前対策の在り方
  - ・ 防護措置実施を判断する際のEALやOIL、緊急事態区分の在り方
  - ・ U/PZ外におけるブルームの影響を考慮したPPAの導入や、実用発電用原子炉に係る原子力施設以外の原子力災害対策重点区域の範囲
- ② 緊急時モニタリング等の在り方
  - ・ 避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が一時避難ができる施設
- ③ オフサイトセンターの在り方
  - ・ 緊急時モニタリング計画の策定、OILの変更手順、線量評価の手順、事前準備の在り方
  - ・ SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の活用により、モニタリング結果に基づく放出源情報の推定や、事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策
- ④ 緊急被ばく医療の在り方
  - ・ 実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外のオフサイトセンターの在り方
- ⑤ 緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係
  - ・ 安定ヨウ素剤の投与の判断基準としてのEALやOILの整備、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方、投与基準に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等
  - ・ 適用すべきスクリーニングレベルの実用的な値、使用すべき測定器やその方法の標準化、被ばく線量評価との関係等の技術的課題
- ⑥ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
  - ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方
  - ・ 除染・健康管理等の在り方、リスク評価等を踏まえた原子力災害対策重点区域
- ⑥ 地域住民との情報共有等の在り方

・安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

## 第7 結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものである。